

別海町立野付中学校 学校便り



# 親潮

みんな、野付の子  
さあ、つながろう！

◇あいさつのできる子 ◇ルールや約束を守る子  
◇思いやりのある子 ◇失敗を恐れず挑戦する子

令和6年11月26日発行 第11号  
野付中学校 校長 吉光寺 勝己  
ブログ <https://betsukai.ed.jp/school/snotuke>



学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組を一層進めるため、「令和6年度いじめの問題の実態把握に係る調査」の第2回目を実施いたしましたので、結果報告いたします。なお、この調査は北海道教育委員会が示す「北海道いじめ防止基本方針」及び「北海道いじめの防止等に関する条例」に則り、実施しております。

### いじめの定義

条例では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。[北海道いじめ防止基本方針より]

### ●本校のいじめの認知件数（10月調査）：8件

以下のようなことをされて「嫌な思いをしたことがある」と答えた生徒が8名おりました。

- ア 冷やかしやからかい、悪口を言われる（7名）
- イ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする（1名）
- ウ 仲間外れをされる、集団で無視される（4名） ※（ ）は延べ人数

本校では『いじめ見逃しゼロ』を徹底しており、この調査結果を受け、すぐに該当生徒より聞き取りを行った後、「いじめ防止対策委員会」においていじめの早期解消に向けて協議し、対応策を全教職員に周知しております。なお、いじめの解消についての定義は以下のとおり北海道教育委員会より示されています。

### いじめの解消についての定義

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも**3か月**を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する例では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。[北海道いじめ防止基本方針より]

本校ではこの調査の実施後、全校生徒に教育相談を実施し、学習面や生活面において心配な点や人間関係に係る不安な点などについて子どもたちの話をじっくり聞き、指導助言する機会を設けております。ただし、「嫌な思いをしたことがある」と回答した生徒については、いじめの解消の定義のとおり、最低でも**3か月間は経過観察**を行い、いじめ防止対策委員会にて、いじめが解消しているかどうかについて協議します。6月に認知したいじめについての解消率については**100%**となっておりますが、引き続き再発防止に努めてまいります。

なお、本校のいじめ防止に関する基本方針を改訂いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

## 野付中学校 子どものいじめ防止に関する基本方針

（令和6年11月8日改訂）

### 1. いじめ防止等の対策に対する基本理念

本校では、次に掲げる基本理念の下、かけがえのない存在である子ども一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に、「いかなる理由があってもいじめは行ってはならないこと」という確固たる認識と毅然とした態度で取り組んでいくこととする。

- ・いじめは、全ての子どもに関係する問題であることを鑑み、どの学校どの子どもにも生じうるという緊張感をもち、子どもが安心して学習や生活に取り組めるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。
- ・全ての子どもがいじめを行わず、いじめをはやし立てたり認識しながら放置したりすることがないようにするため、いじめが子どもの心身に及ぼす影響などを子どもが理解するよう取組を深めなければならない。
- ・いじめを受けた被害者には非は無く、その生命及び心身を保護することが重要であり、学校、家庭、地域、行政機関などの関係者が相互に連携し、社会全体でいじめの問題を克服することを目指すなければならない。

### 2. いじめの定義

「いじめ」とは、子どもに対して一定の人間関係のある子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為【インターネットを通じて行われるものを含む】であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものとする。

### 3. 関係者の責務や役割

本校では、職員や保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、以下のとおり、いじめの未然防止及び早期発見に取り組む。

裏面に続きます

- ・校長のリーダーシップの下、学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ・日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、子どもが自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図る力を育む。
- ・教職員の言動が子どもに大きな影響力をもつことを認識し、子ども一人一人の理解を深め、信頼関係の構築に努める。
- ・いじめを認知した場合、家庭や関係機関等と連携して、直ちにいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保する。いじめたとされる子どもに対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気づかせ、いじめを受けた子どもへの謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。
- ・学級担任は、傍観していた子どもとの話合いをもち、いじめは許されない行為であり、根絶しようとする態度が集団に行き渡るよう問題意識を高める指導を行う。
- ・情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。

#### **4. いじめの防止等のための対策の基本事項**

##### **（1）いじめの未然防止のための取組**

- ・学校において、いじめが生まれにくい環境をつくるため、人権が尊重され、安心して過ごせるとともに、すべての子どもが、自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支えあうことができるような取組等、発達支持的生徒指導やいじめ未然防止教育を推進する。
- ・子どもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育支援を活用し、「特別の教科 道徳」をはじめ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動を充実させる。

##### **（2）いじめの早期発見・早期解決に向けての取組**

- ・いじめの早期発見のために、本校のいじめ防止対策委員会や別海町内の生徒指導に関する組織との連携など様々な手立てを講じる。
- ・北海道教育委員会によるいじめに関する調査用紙や本校における生活に関するアンケート等を活用し、定期的な実態調査を継続する。また、発生した事案については追跡調査を行い、いじめ防止対策委員会が解消状況を確認する。
- ・教育相談など生徒からの聞き取り活動を定期的に継続し、緊急対応する事案があればいじめ防止対策委員会を即時に開催する。
- ・生徒理解ツールを活用し、教職員のリサーチ能力を高め合いながら、共同して検討し、気にかかる案件を把握する。
- ・教育委員会指導室、教育支援センターの指導員や保健センターの臨床心理士など外部の人材や関係機関と連携しながら、緊急時の人的派遣も依頼する。
- ・定期的な事例研修などの研修活動をすすめ、教職員の生徒理解と生徒指導の資質・能力を向上させる。

##### **（3）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策**

- ・プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報発信におけるエチケットの順守、インターネット上の人権侵害など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎基本となる情報活用実践力の育成に関する教育を推進する。
- ・関係機関や本学区学校運営協議会によるメディアコントロールの取組等を通じて情報端末の利便さと犯罪を含む怖さや危険性について十分に学習させ、端末依存に陥らぬようコントロールする意志を培う。
- ・年間を通じて保護者に啓発活動を進め、端末を持たせる親の覚悟と責任について理解を得られるよう努める。

#### **（4）いじめ防止に関する措置**

##### ①いじめ防止などの対策を行う組織の設置

いじめ防止、早期発見、早期解決、事後のケアなどを実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。この委員会は、校長を委員長とし、教頭と生徒指導主事が主管する。

《**構成員**》校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、当該学級担任、養護教諭、特別支援コーディネーター

※必要に応じて、スクールカウンセラー、臨床心理士、教育委員会関係者等外部に支援を要請する。

《**活動**》ア) いじめの早期発見に関すること（年3回の調査、教育相談など）

イ) いじめ防止に関する取組に関すること

ウ) いじめ事案の対応に関すること

エ) いじめについての理解と啓発に関すること

《**開催**》月に1度の定例会とし、いじめ事案発生時は、随時緊急開催とする。

##### ②いじめに対する措置

ア) いじめに関する情報を把握したらすみやかに事実の有無の確認を行う。

イ) 即時に教頭に報告し、教頭は緊急にいじめ防止対策委員会の開催等敏速に対応する。

ウ) 校長の指示により敏速に支援体制を確立し、対処する。

エ) 緊急を要する問題行動が発生した場合は、緊急にいじめ防止対策委員会の開催し、業務を分担し、ただちに必要な内部・外部への報告・連携体制を確立するとともに、状況に応じてPTA・保護者への情報の提示や組織活動の協力を要請する。

オ) いじめの関係者が特定できた場合、保護者間の争いを生じさせぬよう、適時適切な情報の共有や必要な会合の設定など必要な措置を講じる。

カ) いじめの関係者である生徒には、保護者との連携をとりながら、平静に安心して日常生活を回復できるよう復帰させるために必要な措置を講じる。

キ) 暴力などあきらかに犯罪行為として扱われるべき事象に関しては、教育委員会と連携し、必要な場合、警察とも連携する。

##### ③重大事態への対処

重大事態とは、法第28条第1項に規定されているとおり、

①いじめにより子どもの生命・心身又は財産などに重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

②いじめにより子どもが、年間30日を越えて学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

上記の場合は、次の措置を行う。

ア) 重大事態の報告を教育委員会へ行う。

イ) 教育委員会と協議の上、当該事案の組織的対処を要請する。

ウ) 教育委員会が設ける組織において、事実関係の調査をはじめとする取組に対して、全面的に全力で対応する。

エ) 教育委員会の設置する組織の指導や決定に基づき、必要な情報の周知や対処を実行する。

オ) 校長が「いじめ防止対策推進法の第25条（懲戒）及び第26条（出席停止）にかかわる判断と執行に当たっては、事前に教育委員会と十分な慎重審議を行う。

本校は引き続き、「子どものいじめ防止に関する基本方針」に沿って、いじめの未然防止・早期解決、早期対応、再発防止に向けて取り組んでまいります。どうぞご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。